

約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 <本文>

この約款の「本文」です。

2 <補足説明>

- ・「本文」に記載した用語について、説明しています。
(例：* 1、* 2…)
 - ・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。
(例：A、B…)
- ※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】 5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし型)(2010) 普通保険約款

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第5条)に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条(保険契約の型)の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由(給付金等を支払う場合)	金額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院(別表1*)をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所(別表3*)への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院(別表1*)をしたとき	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

*3 疾病

公的医療保険制度(別表5*)による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、**薬物依存A**を含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた、「不慮の事故(別表2*)以外の外因」を直接の原因とする傷害については、**疾病のみ**なして取り扱います。

A: 昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表1(P.218参照)、別表2(P.218参照)、別表3(P.219参照)、別表4(P.219参照)、別表5(P.219参照)、別表6(P.219参照)、別表7(P.219参照)、別表8(P.219参照)、別表9(P.220参照)、別表10(P.220参照)、別表12(P.221参照)

3 <脚注>

「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。

※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】 免責事由(第5条)

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。